

「申請に対する処分」基準等公開票（法律又は命令）

許認可等の名称	生活困窮者住居確保給付金（生活困窮者自立支援法第3条第3項第1号）の支給期間の延長	
根拠法令・条項	生活困窮者自立支援法施行規則（平成27年厚生労働省令第16号）（以下「規則」という。）第12条第1項	
所 管 課	生活福祉 部	地域共生推進 課
審 査 基 準	生活困窮者自立支援法第3条第3項第1号に規定する生活困窮者住居確保給付金（以下「住居確保給付金（家賃補助分）」という。）の支給期間中において住居確保給付金（家賃補助分）の支給を受ける者が下記のいずれにも該当する場合であって、引き続き住居確保給付金（家賃補助分）を支給することが当該者の就職の促進に必要であると認められるときは、3月ごとに9月までの範囲内で延長することができる。 1 経済的に困窮し、居住する住宅の所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を失い、又は現に賃借して居住する住宅の家賃を支払うことが困難となったものであって、就職を容易にするため住居を確保する必要があると認められるものであること。 2 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める者であること。 イ 離職の場合（規則第3条の2に該当する場合を除く。）又は規則第3条第1号に規定する場合 離職した日又は事業を廃止した日においてその属する世帯の生計を主として維持していた者 ロ 規則第3条第2号に規定する場合 住居確保給付金（家賃補助分）の支給を申請した日（以下「申請日」という。）の属する月においてその属する世帯の生計を主として維持している者 3 離職の場合（規則第3条の2に該当する場合を除く。）又は規則第3条に規定する場合であり、申請日の属する月における個人及び当該個人と同一の世帯に属する者の収入の額を合算した額が、申請日の属する年度（申請日の属する月が4月から6月までのいずれかの月である場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）が課されていない者の収入の額を12で除して得た額（以下「基準額」という。）及び当該生活困窮者が賃借する住宅の1月当たりの家賃の額（当該家賃の額が昭和38年4月1日厚生省告示第158号（生活保護法による保護の基準を定める等の件）による住宅扶助基準に基づく額を超える場合は、当該額。）を合算した額以下であること。 4 申請日における当該生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が、基準額に6を乗じて得た額（当該額が100万円を超える場合は100万円とする。）以下であること。 5 離職の場合（規則第3条の2に該当する場合を除く。）又は規則第3条に規定する場合であり、公共職業安定所又は職業安定法（昭和22年法律第141号）第4条第9項に規定する特定地方公共団体若しくは同条第10項に規定する職業紹介事業者であって地方公共団体の委託を受けて無料の職業紹介を行う者に求職の申込みをし、誠実かつ熱心に期間の定めのない労働契約又は期間の定めが6月以上の労働契約による就職を目指した求職活動を行うこと。ただし、規則第3条第2号に掲げる事由に該当する者について、当該者が給与以外の業務上の収入を得る機会の増加を図る取組を行うことが当該者の自立の促進に資すると堺市が認めるときは、申請日の属する月から起算して3月間（規則第12条第1項の規定により支給期間を延長する場合であって、引き続き当該取組を行うことが当該者の自立の促進に資すると堺市が認めるときは、6月間）に限り、当該取組を行うことをもって、当該求職活動に代えることができる。 6 地方自治体等が実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等を、当該生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者が受けていないこと。 7 当該生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は堺市暴力団排除条例（平成24年条例第35号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと。	
標準処理期間	標準処理期間	14日
	標準処理期間を設定できない理由	